

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		全体計画の変更の認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第86条の8第3項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	全体計画認定に係るガイドライン (平成17年6月1日国住指第667号) (平成20年4月17日国住指第225号) (令和元年6月24日国住指第654号)
	設定等年月日	平成17年6月1日設定 令和元年6月24日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成17年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		